

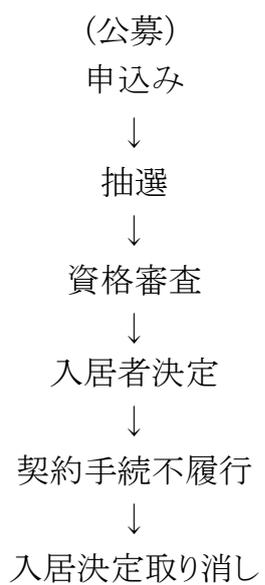
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

| | | |
|---|------------------------|----|
| 処 分 名 | 入居決定の取消し | |
| 処 分 の 概 要 | 入居決定を取り消す。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号) | |
| 条 項 | 第11条第4項 | |
| 所 管 課 | 住宅課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 5日 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 計 | 5日 |
| 判断基準 | | |
| <p>入居決定者が、松山市営住宅管理条例第11条第1項又は第2項に規定されている期間内に、第1項各号の手続をしなかった場合。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市営住宅管理条例</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 公営住宅の入居決定者は、決定の通知があった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 市長が適当と認める連帯保証人2名の連署する契約書を提出すること。</p> <p>(2) 第19条の規定による敷金を納付すること。</p> <p>2 公営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> | | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。